

平成20年度

市 政 方 針

釧 路 市

目 次

はじめに	1
- 釧路市の新たな発展を目指して -	
新総合計画の推進	3
平成20年度市政執行方針	6
主要施策の概要	
1．活力に満ちた産業を育て、未来を切り拓くまちづくり	10
2．共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり	14
3．自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり	18
4．心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	24
5．市民と協働で創る、自立したまちづくり	27
おわりに	29
- 持続的に発展する地域づくり -	

はじめに

釧路市の新たな発展を目指して

平成 20 年第 1 回釧路市議会 2 月定例会の開会にあたり、市政執行方針について所信を述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 17 年 10 月の新生釧路市誕生から、早や 3 年目を迎えましたが、この間、合併を成し遂げた地域の皆様の熱い思いをしっかりと受け止め、初代市長としての重責を果たすべく、日々奮闘してきたところであります。

東北海道の中核都市としての基盤整備や、合併地域の一体感を醸成するための施設整備も、順調に進めることができました。

これも偏に、議員の皆様、市民の皆様の温かいご支援とご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

さて、我が国は、本格的な人口減少社会の到来という、これまで経験したことのない状況の中、経済のグローバル化への対応や少子高齢化の進行などによる社会保障費の増大など、難しい課題に直面しております。

また、景気は回復基調にあるものの、地域間で回復のばらつきが見られるなど、大都市圏と地方との格差も問題となっているところであります。

このような中、政府におきましては、財政面からも地方が自

立てられるよう、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しをする一体的な改革に向け検討しております。

一方では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に則り、これまで行なってきた歳出改革の努力を継続することとしており、依然として地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと予測しております。

釧路市におきましても、効率的・効果的な行財政運営を進めるため、市役所の更なるスリム化、歳出構造の徹底した見直しを進めるとともに、歳入の確保対策も推進しながら、しっかりとした財政基盤を確立することが必要であります。

また、豊かな自然と恵まれた資源を最大限に活用しながら、合併により厚みを増した産業が相互に連携した活力ある釧路市を築くためのまちづくりが求められているところであります。

このような中、本年度は、新しい総合計画がスタートする年であり、改めて身を引き締め、市民の皆様とともに、新たなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

新総合計画の推進

次に、現在ご審議いただいております総合計画の推進について申し上げます。

はじめに、総合計画の策定にあたりまして、貴重なご提言をいただきました「まちづくり市民委員会」をはじめ多くの市民の皆様に、改めて感謝を申し上げる次第であります。

今回の総合計画は、合併により新たな魅力を持った希望あるまちを建設するにあたり目指していた「将来像」を、実現するためのものであります。

計画づくりの視点

現在の釧路市を取り巻く時代の潮流と課題を正確に、そしてしっかりと認識した上で、3つの視点を持ち策定を進めてまいりました。

1つめは、「時代の変化に対応した戦略的な施策展開」であり、2つめは、「自立的に発展する新たな地域づくり」、そして3つめは、「協働と連携による地域づくり」の視点であります。

目指すまちの姿

これらの視点のもと、目指すべきまちの姿を描くうえで、私は、2つの国立公園をはじめとした世界へ誇れる大自然や、厚みを増した産業構造、集積した都市機能など、本市の魅力・特性・可能性を余すことなく最大限に活用していくことが重要であると考えております。

将来都市像

こうした思いを込めまして、新たな将来都市像を

『自然とまちの魅力が賑わいを創り 活力みなぎる

『環境・交流都市 釧路』としたところであります。

私は、釧路市の発展に欠かせないキーワードは「交流」と「環境」であると考えております。

「交流」については、釧路の地域資源を徹底的に掘り起こすとともに、地域の社会基盤整備や産業活動の振興、そして市民活動の展開など、あらゆる取り組みの中で、常に交流活動の促進による地域の活性化を強く意識したまちづくりを推進します。

「環境」においては、地球規模の環境問題への対応に取り組むとともに、地域の自然環境の保全や緑あふれるきれいなまちづくりを進めてまいります。

基本目標

また、この将来都市像の実現に向け、次の5つの基本目標を掲げたところであります。

「活力に満ちた産業を育て、未来を切り拓くまちづくり」₁、「共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり」₂、「自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり」₃、「心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり」₄、「市民と協働で創る、自立したまちづくり」であります。

この5つの基本目標に基づき、各分野における施策・事業を着実に推進していくことが必要であります。

釧路らしさ創出
プラン

さらに、釧路の特性や可能性を發揮して、まちづくりを強力に推進するために、施策や主要事業の効果を最大限に引き出す「釧路らしさ創出プラン」を基本計画に位置づけ、戦略的に取

り組んでいくことにより、他地域では真似ることができない、
確固たる地位を築くことができると考えております。

是非とも、釧路の中長期的な将来を見据えた総合計画の理念
の実現に向け、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を
お願いしたいと存じます。

次に、本年度の市政執行方針について申し上げます。

平成 20 年度市政執行方針

財政環境

政府は、平成 23 年度に、国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させることを目標とし、歳出・歳入一体改革に取り組んでおり、平成 20 年度の政府予算案では、歳出全般に亘る徹底した見直しを行っております。

一方、地方の元気が日本の力であるとの考え方にに基づき、「地方の自立と再生」などの施策には、予算配分の重点化を図ったことにより、一般会計の予算規模は、昨年とほぼ同額の約 83 兆円となったところであります。

平成 20 年度の地方財政計画につきましては、地方財政規模の抑制に努めることとする一方、地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税の特別枠である「地方再生対策費」が創設されました。

その結果、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、約 18 兆 2 千億円となり、前年度比約 4 千億円の増、率にして約 2.3%の増となり、平成 15 年度以来の増額となっております。

釧路市における平成 20 年度の地方交付税は、平成 19 年度の普通交付税の決定で、過年度の錯誤分の清算や個人の市民税の過大算定があったこと、さらには、新たに「地方再生対策費」が創設されたことなどにより、前年度比 3.3%増の 217 億円を

見込み、特別交付税を含む総額では、4.2%増の233億4千万円としたところであります。

市税につきましては、納税義務者数の減少や、住民税からの住宅ローン控除制度の影響により、市民税で約2億6千万円の減収、市たばこ税でも、喫煙人口の減少などにより、約1億6千万円の減収を見込んだところであります。

固定資産税では、家屋で、建築床面積及び大規模建築物の建築数が大幅に増加したことにより、約1億1千万円の増を見込みましたが、市税全体では、予算額は約229億円、1.2%減としたところであります。

さらには、昨年公布された財政健全化法により、市の財政健全化は、市政の最重要・最優先の課題となっており、土地開発公社や企業会計などの経営健全化への取り組みがこれまで以上に求められることから、益々厳しい環境となっております。

このような中、平成20年度予算案の編成にあたりましては、新総合計画の将来都市像を念頭に置き、市民が安心して暮らせる魅力あるまちづくりを推進することを意識するとともに、財政健全化にも意を用いたところであります。

集中改革プランによる内部管理経費の削減などにより、予算総額の抑制に努めながらも、各会計や公社の健全化に必要な予算を確保するとともに、地域経済の振興に資する施策や市民の安全・安心を守る事業につきましては、極力、予算化を図った

公共料金

ところであります。

公共料金のうち、国保料につきましては、新たに後期高齢者支援分という保険料が設定され、医療分、後期高齢者支援分、介護分の3種類の保険料賦課となります。

不均一賦課を実施中の阿寒、音別地区を除き、釧路地区の保険料は、引き下げとなっております。

そのほか、市営住宅の駐車場使用料の改定、道立高校と連動して市立高校の授業料の改定などを行うとともに、事業系の刈草・剪定枝の有料化をしたところであります。

なお、介護保険料につきましては、税制改正に伴い平成18年度と19年度に講じた激変緩和措置の終了により、保険料が上昇することとなる第1号被保険者への影響を考慮し、平成19年度の保険料と同額に据え置くこととしております。

水道料金につきましては、4年ごとの見直しの時期となっておりますが、上下水道事業審議会の答申などを踏まえ、据え置くことといたしました。

行財政改革

行財政改革につきましては、行革推進法に基づき、国、地方を通じて行政のスリム化、効率化を一層徹底させることとしており、今後も強力に推進するよう求められるものと思われま

す。このような中、釧路市の平成20年度行財政改革は、行政改革大綱に基づく「活力創生釧路市集中改革プラン」や「釧路市職員適正化計画」により、職員数では、現行から74人の減員とし

たところであります。また、組織機構では、港湾空港部門の体制強化を図ることから、土木港湾部を道路河川部と港湾空港部に分割再編いたします。

行財政改革見直し効果額は、全会計で約20億1千4百万円となり、一般会計における効果額は、総額で約15億9千8百万円となりました。

今後とも、集中改革プランの着実な実行により、更なる行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、本年度の主な施策についてご説明いたします。

主要施策の概要

1 活力に満ちた産業を育て、未来を切り拓くまちづくり

農業の振興

はじめに、「活力に満ちた産業を育て、未来を切り拓くまちづくり」についてであります。

農業の振興につきましては、粗飼料集散施設であるTMRセンターの整備等を行なう公社営畜産担い手育成総合整備事業を実施するとともに、新たに道営ため池等整備事業により、音羽幹線排水路の整備に着手いたします。また、本年が最終年となる釧路西地区広域農道の整備を進めるほか、畜産担い手育成整備事業として、草地や排水路の改良、農業用水道の整備等、地域農業の競争力を高めるための生産基盤の充実を図ってまいります。さらに、農業経営の持続的発展に向けて引き続き中山間地域等直接支払制度交付金事業を進めます。

林業・林産業の振興

林業及び林産業の振興では、森林の持つ公益的機能を一層発揮させるため、森林整備地域活動支援交付金事業により、森林所有者の林業の再生に向けた取組みを支援するとともに、森林資源の循環利用が図られるよう、21世紀北の森づくり事業を推進してまいります。

水産業の振興

水産業の振興では、各種増養殖事業の推進などによる水産資源の増大に努めるとともに、水産業と酪農業との連携による商品開発や人材育成等の取組みを進めてまいります。

くじらのまちづくり推進事業では、「全国鯨フォーラム2009」

の釧路市開催に向けた準備を進めるなど、積極的な活動を展開してまいります。また、昨年完成いたしました千代ノ浦マリナーパークは、6月に全面供用を開始します。

市設魚揚場事業会計では、老朽化した施設設備を整備するとともに、外来船誘致活動などに努めてまいります。

鉱工業の振興

鉱工業の振興では、「産炭国石炭産業高度化事業」の円滑な推進に必要な支援を実施し、事業の長期継続に向け国等関係機関への要請活動を行ってまいります。企業誘致の取り組みにつきましては、企業立地促進法に基づき策定する「釧路白糖地域産業活性化計画」の各種施策を活かした企業誘致を進めます。

さらに、立地企業の設備投資等に際して、しっかりとフォローアップに努めるなど、進出企業に対して積極的に支援してまいります。

商業の振興

商業の振興につきましては、中小企業者の経営環境の向上のため、丸釧融資の利用を促進するほか、商店街パワーアップ事業、大型空き店舗等活用支援事業を継続して実施し、商店街及び小売商業の振興を図ります。地方卸売市場では、流通環境や消費者ニーズの変化に柔軟に対応し、生鮮食料品の安定供給に努めてまいります。

観光・交流の振興

観光・交流の振興では、滞在観光地としての魅力づくりとして、石炭産業などを素材とした阿寒・釧路の地域間連携事業やラムサール観光資源のプログラム化等により、異国プロジェクト

の充実を図ります。また、国と連携して水陸両用車の実証実験調査事業を推進してまいります。

さらに、総合体育館「湿原の風アリーナ釧路」のオープンや、MOO・観光国際交流センターのリニューアル工事の実施に伴い、観光・交流拠点が充実することから、MICEの推進体制づくりを進め、各種の大会・会議等の誘致活動を積極的に推進します。

産業再生と新産業の創出では、地産地消を実践する団体・企業との連携強化を図りながら、食財の日の拡大や地場産品の情報発信を拡充するなど地産地消運動を推進します。また、生産者、流通事業者、関係団体と連携しながら、「ししゃも」の地域ブランド化の取り組みを進めます。

地域の特産品の開発・普及を進める民間企業等の取り組みを支援するとともに、地場産品の販路拡大を目指し、関係団体と連携しながら台湾との交流を推進してまいります。また、プロテオグリカンなどの地域資源を活かした事業化に向けた取り組み、食の安全・安心や高付加価値化に資する機械装置の開発について、工業技術センターや釧路工業高等専門学校と連携しながら、進めてまいります。

さらに、BDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）の事業化支援、IT新産業の創出、環境、情報通信分野などの取り組みをはじめ、機械加工、IT分野での人材育成事業の実施など、

雇用対策の推進

地域ニーズに合致した支援体制の整備を進めます。

LEDについては、地元産学官による研究会を立ち上げ、LEDを活用したまちづくりの方策について研究を進めてまいります。

雇用対策の推進では、若年者向け雇用対策事業として、ジョブカフェでの事前研修及びフォローアップの組合せによる若年者就業体験事業を継続し、若年者の就職をサポートいたします。

また、管内町村及び関係団体で組織する釧路地域通年雇用促進支援協議会を通じ、季節労働者対策の取り組みを行ってまいります。

2 共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり

次に「共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

保健・医療の充実

保健・医療の充実につきましては、市民の健康づくりに対する意識の啓発に努めるため、思春期保健事業等を推進するほか、新たに妊婦健康診査に対する助成回数を2回から5回に拡大するなど、母子保健事業の充実を図ります。

医師や看護師不足などの課題を抱える中、地域救急医療体制の維持強化を図るため、釧路市夜間急病センターを4月に開設するほか、釧路市医師会が設立した看護専門学校への支援などを行ってまいります。

地域医療の中核的な役割を担う市立病院では、釧路病院の増改築により施設整備や医療機器が充実し、益々高まる高度医療需要への対応や医療サービスの向上を図ってまいります。

地域福祉の充実

地域福祉の充実では、2月に策定した地域福祉計画に基づき、新年度から「災害時要援護者安否確認・避難支援事業」を進めてまいります。

また、生活保護受給世帯の自立促進のため、就業体験事業など就労自立支援の取り組みをさらに進めるとともに、年金相談員を新たに配置するなど、受給適正化の推進と体制の強化を図ってまいります。

高齢者福祉の充実

介護・高齢者福祉では、高齢者の誰もが安心して暮らせる地

域づくりに向けて、地域包括支援センターを中心として、福祉・保健・医療の関係機関のほか、地域の様々な社会資源との連携強化を図り、地域全体で高齢者を支える地域ケア体制の充実に努めるとともに、虚弱高齢者を対象とした介護予防事業を推進してまいります。

また、本年6月に開設を予定している音別地区の特別養護老人ホームの建設を支援するほか、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービス等の拠点整備に努めてまいります。

このほか、第3期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が最終年度を迎えることから、次期計画の策定作業を進めてまいります。

障がい（児）者福祉の充実では、障害者自立支援法のもと、今後本格化する地域移行に向けて、障がいをもつ方々が地域社会で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実や就労支援の強化を図るとともに、更なる利用者負担の軽減に努めてまいります。

療育センターでは、移転により、通園環境、受入体制の強化が図られるとともに、こばと学園、わかば整肢園、子ども発達相談室が集約されることにより、児童の発達相談、支援、療育を総合的に実施してまいります。

また、重症心身障がい児（者）の方も安心して通うことのできる多機能型通所施設の整備につきましては、平成21年4月の

子育て支援の充実

開設に向けた支援を行ってまいります。

子育て支援の充実では、新たに未就学児を抱え養育等に不安を抱えている母親に、研修やコミュニケーションづくりの場を提供する（仮称）あけぼのママースクールを開催するほか、母子世帯への就労支援などに取り組んでまいります。

また、昨年焼失した武佐児童館につきましては、児童の安全確保が図られ、学校とも連携しやすいことから、湖畔小学校敷地内に移転し、（仮称）武佐児童センターとして建設いたします。

社会保障の充実

社会保障の充実では、国民健康保険制度や福祉医療制度、国民年金制度などの各種制度の適正な執行に努めてまいります。

また、本年度より75歳以上の方々が新たな後期高齢者医療制度に移行することから、制度の周知を図ってまいります。

総合防災対策の推進

総合防災対策の推進では、耐震改修促進計画に基づき、公共施設の耐震化を進めるため、本年度は市庁舎耐震改修整備のほか、交流プラザさいわい、音別幼稚園などで耐震診断を行います。また、新たに、無料耐震診断を実施するとともに耐震改修補助金を創設し、住宅の耐震化を進めてまいります。

さらに、「5百年間隔地震」による大津波が発生した場合に、浸水が予測される地域の住民や事業所等を対象とした説明会や地域防災研修会を開催し、啓発活動を強化してまいります。

消防・防災体制の充実

消防・防災体制の充実では、消防組織法の改正に基づき、北海道において「北海道消防広域化推進計画」を策定することか

ら、釧路市においても、平成 24 年度末までに広域化対象市町村による運営計画作成に向け、協議を進めてまいります。

また、西消防署の高規格救急車の更新、3 百キ口型空気呼吸器の導入、水難救助活動用資機材の更新など、消防力の増強を図るとともに、北海道洞爺湖サミットの消防警戒体制のため、消防車両及び職員を派遣いたします。

遠隔地の救命率向上のため桜ヶ岡支署と大楽毛支署の消防車に A E D を配置するほか、救急資格者の養成を進め、救急体制の充実を図ってまいります。

釧路市消防団では、来年 4 月に、第 1 分団と第 2 分団を統合し、東栄小学校跡に新分団を開設いたします。

安全・安心な消費生活の実現についてですが、架空請求に代表される金銭をめぐる詐欺的な問題が増加するなど、その内容は複雑多様化し、深刻なものが多くなってきております。

こうした被害から市民を救済するため、釧路市消費生活センターで、引き続き消費者相談を進めてまいります。また、釧路管内町村からの要請に応え、本年度から新たに管内住民の相談にも応じるなど、地域の課題として、適切に対応してまいります。

3 自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり

次に「自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり」についてであります。

個性ある
都市づくり

市街地整備基本計画につきましては、適正な土地利用と秩序ある市街地の形成を図るため、第6次都市計画の見直しに向け、都市計画基礎調査を継続いたします。また、都市計画マスタープラン、緑の基本計画では、新たに阿寒・音別地区を含めた見直しを行い、地域性豊かな住民主体のまちづくりの方針を策定してまいります。

(中心市街地活性化)

中心市街地の活性化では、本年度の国の認定を目指して、新たな「中心市街地活性化基本計画」の策定に取り組むとともに、中心市街地活性化協議会と、その中核的な推進役を担う「まちづくり会社」の設立を支援してまいります。

(景観形成)

景観形成では、景観行政団体への移行に取り組むとともに、景観計画の策定を進め、釧路らしい景観づくりを推進します。

道路交通ネット
ワークの強化

地域の魅力と個性を生かしたまちづくりを進める上で、道路、港湾、空港など、社会基盤の整備は重要であります。釧路市は東北道の拠点都市として広域拠点機能を担っており、産業、経済の振興や生活環境の向上を図るため、北海道横断自動車道のほか、釧路外環状道路、釧路新道及び釧路中標津道路の早期完成に向け、事業予算の確保に努めてまいります。

港湾・空港の整備

東北道の拠点港湾である釧路港の長期的な発展方向を定め

るため、本年度より港湾計画の改訂作業に着手いたします。

また、物流の効率化による地域の競争力を高めるため、ガントリークレーンの整備を継続いたします。

西港区では、島防波堤などの整備を継続するとともに、船舶航行の安全を図るための泊地浚渫を行います。また、港湾貨物の物流の円滑化を目的とし、南北1号線道路の整備を進めます。

東港区では、昨年12月に着工いたしました耐震旅客船岸壁の整備を継続するとともに、背後地の幸町緑地などの整備に着手し、大規模地震発生時の防災拠点機能の確保や周辺観光交流施設と連携した賑わい空間を創出します。

MOO対岸においては、港景観と地域の利便性向上のため、エプロン部のカラー舗装を行い、リバーサイド事業との連携により、潤いのある水際空間の形成を図ります。

また、津波スクリーンを昨年度に引き続き、副港地区にも整備し、災害時における市民の安全を確保する取り組みを進めます。

釧路空港につきましては、海外チャーター便の拡大や新規航空会社の参入を誘致するとともに、海外定期路線の開設に向け積極的に要請活動を行います。国内線においては、既存路線の維持や増便、新規路線の開設に向け、鋭意活動を進めてまいります。

道路整備につきましては、星が浦西通の整備を進めるほか、旭橋通の整備に着手いたします。また、地震災害時の道路機能

水と緑の環境整備
(公園整備)

を補完する音別幹線やバリアフリー機能を持つ道路の整備を進めるなど、生活環境の向上に努めてまいります。さらに、歩行者の安全確保のため、鳥取橋歩道部の舗装補修を進めてまいります。

冬季路面对策では、迅速で効率的な除雪を実施するとともに、米町3号道路のロードヒーティング改修や貝塚通に定置式凍結防止装置の設置を図るほか、ロータリー除雪車の更新などにより、冬道の安全確保と除雪体制の強化を図ってまいります。

公園整備につきましては、総合体育館「湿原の風アリーナ釧路」の9月オープンに向け工事を継続するとともに、周辺の園路や広場、サイン等の整備を行ないます。

平成18年度から整備を進めてきた近隣公園である文苑南公園は、この秋に完成をいたします。また、新たな街区公園である(仮称)愛国東公園の整備を図るとともに、地区公園では(仮称)緑ヶ岡公園の基本計画、基本設計を実施いたします。

阿寒湖温泉地区におきましては、歴史文化交流ゾーン整備について、事業手法の調査・検討を進めてまいります。

リバーサイド整備事業では、プロムナード、おおかわ広場の整備を行い、幣舞橋から久寿里橋間は完了するとともに、上流部の整備を進めるため、舟着き広場の実施設計を行ないます。

また、6月5日・6日の2日間、日本公園緑地協会が主催する「第50回日本公園緑地全国大会」が開催されます。

公営住宅の整備

河川整備では、長年懸案となっていた大楽毛地区の浸水被害の解消を図るため、大楽毛小川放水路事業の工事に着手するとともに、老朽化している大楽毛公共排水路の改修を継続します。

さらに、白樺川では波浪による背後地の崩落防止や流水の安定を図るため、河口部の護岸改修工事を実施いたします。

公営住宅につきましては、阿寒地区の北町団地 1 棟 4 戸を建設するとともに、音別地区では海光団地 1 棟 26 戸の建替実施設計を行います。また、既存ストックの有効活用を図るため、白樺台 C 団地において、トータルリモデル事業に着手し、2 棟 8 戸の改修を行ないます。さらに、都心居住の推進を図るため、旭町で 1 棟 60 戸の借上公営住宅を建設いたします。

水道・下水道の整備

水道事業につきましては、安定供給及び水質管理体制の一層の充実に努めるとともに、愛国浄水場と阿寒湖畔浄水場の将来方向について、更新基本計画調査の結果などを踏まえ、総合的に検討してまいります。

また、阿寒地区の石綿セメント管更新事業につきましては、阿寒湖畔地区を完了し、本町地区の更新に着手いたします。愛国浄水場の浄水汚泥処理施設につきましては、本年度完成をいたします。

下水道事業では、桂恋地区の汚水管渠の整備を進めるとともに、合流地区の管渠更新など水質改善事業を進めてまいります。

また、釧路地区の中継ポンプ場と阿寒湖畔終末処理場の耐震

診断を実施いたします。

環境保全につきましては、市民や事業者との連携を進め、地球温暖化対策をはじめとする環境をテーマとした市独自の取り組みである「環（わ）がまち釧路プロジェクト」を推進してまいります。また、釧路に次いで東アジア2地域目の開催となる韓国の昌原（チャンウォン）市で開催されるラムサール条約締約国会議へ参加するなど、世界に向けて環境・交流都市釧路をアピールしてまいります。

春採湖においては、ヒブナなどの生態系を守るため、特定外来種であるウチダザリガニの本格駆除を実施してまいります。

「ごみ処理基本計画」については、合併、ごみ処理の有料化、広域焼却炉の稼働等により状況が大きく変化したことから、新たな計画を策定し、循環型社会の構築を目指してまいります。

（動物園）

動物園では、人気スポットである「北海道ゾーン」のハクチョウ池の整備や、ペンギンを新たに展示するなど、来園者に楽しんでいただける動物園づくりを進めてまいります。また、開園50周年を迎える丹頂鶴自然公園では、外国語リーフレットを作成するなど、きめ細かなサービスに努めてまいります。

ごみの減量化及びリサイクルでは、生ごみの減量化や集団資源回収を促進するための助成を継続いたします。

資源物である「容器包装プラスチック」につきましては、民間の再資源化処理施設が整備されたことから、適正処理を行っ

てまいります。また、自然環境を守り、きれいなまちづくりを進めるため、不法投棄やポイ捨て防止の啓発活動を管内町村と連携して取り組むとともに、清掃ボランティアの活動支援、放置自動車の発生防止など、生活環境の保全と都市景観の確保に努めてまいります。

4 心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり

次に「心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり」についてであります。

生涯学習の推進

生涯学習の推進につきましては、本年4月より、新たな「社会教育推進計画」、「男女平等参画プラン」がスタートいたします。すべての市民が、年齢・性別に関係なく、あらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会づくりをより一層推進してまいります。

また、新たに小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちが文化・スポーツ活動や地域交流を行う安全・安心な居場所を確保するため、「放課後子どもプラン」を推進してまいります。

図書館では、情報化時代に即した「釧路市の図書館像」を策定し、読書活動推進施策の展開を図ってまいります。

博物館では、ミンククジラの骨格標本とクジラの生物学的な基本情報等の解説パネルを展示し、「くじらのまち釧路」の学習素材の充実と、学習機会の拡大を図ってまいります。

学校教育の充実

学校教育では、ふるさと釧路の将来を担う子どもたちに、快適な教育環境を整備するため、安全・安心な教育環境づくりに取り組んでまいります。

施設の整備につきましては、改築に向け、中央小学校の基本設計や湖畔小学校の実施設計を行います。また、阿寒中学校では工期を1年早め、本年度内に校舎の改築を完成させます。

大楽毛中学校ではサッシ改修、桜が丘小学校では屋上の防水工事に着手します。

また、本年4月から、日進・東栄・柏木の3校が統合し、釧路小学校として新たにスタートいたします。これまでの3校の歴史と伝統をしっかりと継承しながら、新たな校風を創ってほしいと願っているところであります。

さらに、福祉、スポーツ分野などで、多くの人材を輩出してまいりました星園高等学校は、来年3月に閉校することから、その記念事業に支援をしてまいります。

なお、昨年43年ぶりに実施した全国学力・学習状況調査の結果、釧路の子どもたちは、「知識については概ね理解しているが、活用する力に課題がある」との傾向であったことから、市としての「学校改善プラン」を作成し、指導に工夫を凝らすなど、思考力や判断力、表現力等を育成する確かな学力の向上に努めてまいります。

いじめ問題対策につきましては、早期発見・早期対応に役立つ調査を昨年に引き続き、全ての小中学校で実施いたします。

また、教職員のカウンセリング技能の向上やネットいじめ対策に関わる研修講座を開催するとともに、学校・行政・地域が連携して、いじめ防止に取り組んでまいります。

特別支援教育では、発達障がいのある児童・生徒に対する学習を支援する指導員を普通学級に配置し、体制を充実してまい

ります。

郷土文化の継承

郷土文化の継承として、アイヌの伝統的生活空間を再生する「イオル再生構想」事業の調査を継続するほか、新たに春採生活館改築のための調査及び基本設計を実施いたします。

スポーツの振興

スポーツの振興では、北海道第2の規模を誇る総合体育館「湿原の風アリーナ釧路」が本年9月27日に、待望のオープンを迎えることから、記念事業として、全国・全道規模の各種スポーツ大会を開催するなど、東北海道の新たなスポーツ拠点の完成を全国に発信してまいります。

国際交流等の推進

国際交流の推進では、タンチョウを縁にした交流に加え、経済交流の動きも出てきたことから、友好都市の提携も視野に入れ、中国の塩城市を訪問いたします。また、昨年実施したオーストラリア姉妹湿地派遣事業に伴い、本年度は先方からの市民訪問団が来釧することから、その受け入れを行います。

恒久平和の希求

平和への取り組みでは、「釧路市民戦災者慰霊式並びに平和祈念式」の開催に協力するとともに、各種平和事業に取り組んでまいります。

お互いを尊重し支え合う社会の醸成

阿寒湖温泉多目的施設につきましては、来年3月の竣工を目指し、引き続き工事を継続してまいります。

また、住民にわかりやすい阿寒地区の町名等改正事業を推進してまいります。

5 市民と協働で創る、自立したまちづくり

市民と行政との
協働

最後に「市民と協働で創る自立したまちづくり」についてであります。

市民と行政との協働につきましては、市民協働推進指針や市民意見提出手続条例などにより、市民意見をしっかりと行政運営の中で活用するなど、市民協働のまちづくりを進めてまいります。また、市民活動センターを核とした多種多様な市民活動団体の取り組みを支援してまいります。

昨年は、市民と行政との協働という観点から道内 35 市でも初めてとなる全市的な規模での「町内会環境美化事業」に、釧路市連合町内会が取り組んでいるため、事務局体制の強化を支援してまいります。

地方分権に対応
した行財政運営

地方分権に対応した行財政運営では、市民サービスの更なる向上のため、市役所 1 階にフロアマネージャーを配置し、ワンストップ行政サービスに取り組んでまいります。

情報化の推進では、イントラネット情報網を活用し、各種行政情報サービスをよりわかりやすく丁寧に提供してまいります。

また、地上デジタルテレビ放送への対応については、ビル陰対策などの調査を実施いたします。

地方分権に対応した行政運営を進めるうえで、周辺市町村と連携した広域行政の推進は、日常活動はもとより経済活動などにおいても必然性が増してきており、今後の自治の姿を考える

うえで大事な視点であります。そのため、ゴミ処理に係る釧路
広域連合や釧路公立大学、釧路広域市町村圏事務組合などの一
部事務組合のほかにも、新たな広域連携について、より効率的、
効果的な視点から検討してまいります。

おわりに

持続的に発展する地域づくり

「志さえ失わなければ、困難や問題はすべて新たな発展の契機として生かすことができる」

世界的に有名な日本の実業家である松下幸之助氏の言葉です。

釧路市は、地域経済の低迷による市税の減収や、これまでの地方交付税の減少などの影響により、非常に厳しい財政状況にあります。また、財政健全化法が平成 20 年度決算から適用されることもあり、財政健全化は、市政の最優先・最重要の課題となっております。

一方、本年度は新しい総合計画がスタートする年であり、将来の発展に必要な産業の振興や、市民の安全・安心に必要な事業は、着実に推進していくことが必要であります。

このような厳しい状況の中、松下幸之助氏の言葉にもあるように、今こそ、次代に誇りを持って引き継げる釧路市を築くという志を持ち、一生懸命に努力することが大切であり、このことが発展する釧路市を築く契機になるものと考えております。

私たちのふるさとは、多くの先人たちが努力と苦勞を重ね築き上げてきた産業や文化、歴史があります。

また、世界に誇れる質の高い豊かな自然、多くの恵まれた資源があります。

そして、何よりも、ふるさとを愛する素晴らしい人たちが住

んでいます。

このまちと自分たちに、大きな誇りと自信を持ち、希望あふれる釧路市を実現するために、明日を見つめ、未来を見つめ、一步一步着実に、まちづくりを進めることが必要であります。

私も、持続的に発展する釧路市を築くために、情熱と行動力を持って、財政の健全化と産業の振興を必ず成し遂げてみせると、心に固く決意しているところであります。

新しい総合計画がスタートする年に、市長としての重責を担えることに誇りと責任を持ち、着実に、そして力強く、新たな釧路市のまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、平成 20 年度の市政方針といたします。

